平成２４年（フ）第１４号
茨城県龍ケ崎市城ノ内２丁目６番地１　パレス新宮201号室
債務者　山口　待子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０４号
山梨県北杜市高根町清里字念場原3545番１号小金井市立清里山荘、住民票上の住所長野県松本市大字島内2067番地28　シャンブレラマキ305号室
債務者　浅井　　透
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
山梨県中央市西花輪2249番地10　福田レジデンス105号室
債務者　森本　直人
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９号
山梨県笛吹市石和町唐柏769番地１　コーポアイリスＡ―101
債務者　小林　美幸
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
千葉県松戸市北松戸３丁目２番地の13　コーポ寿201号
債務者　齊藤奈緒子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８２号
千葉県松戸市常盤平３丁目27番地の２　常盤平セントラルハイツ２棟404号
債務者　田村　和之
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８６号
千葉県松戸市松戸新田15番地の２　ゼファー松戸ブランエッセ508号
債務者　今井　広子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８８号
千葉県松戸市松戸2280番地の４　リンデンハイム白山108号
債務者　大田　理恵
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第９６号
千葉県松戸市新松戸７丁目58番地　スズヨシコーポ201号
債務者　市川　徳子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第９７号
千葉県野田市山崎2546番地の１　ＢＥＬＬＷＯＯＤ２―Ｂ号室
債務者　川上　桂三
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第９８号
千葉県松戸市牧の原435番地の１　牧の原公団住宅１街区１棟703号
債務者　後藤　　潤
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１００号
千葉県鎌ケ谷市東初富１丁目21番16号
債務者　渋江　康宏
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１０４号
千葉県野田市みずき２丁目20番地の180
債務者　浅古　　稔
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１０号
長野市若穂綿内6838番地８
債務者　羽深　裕二
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２０号
神戸市中央区海岸通４丁目３番18号　平和ビル602
債務者　清水　里江
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２９号
神戸市北区有野町唐櫃１番地の20三木方、従前の住所神戸市北区花山東町２番18―701号
債務者　平﨑美弥子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部